

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

この「生活保護のしおり」は、生活保護制度の目的や内容、生活保護を受けている間に必要なことを簡潔にまとめたものです。

不明な点や詳細につきましては、生活保護担当の職員に遠慮なくお尋ねください。

1 せいかつ ほ ご 生活保護とは

私たちは生活しているうちに、病気になったり、けがをしたり、そのほかの理由で収入がなくなったり少なくなったりして、生活に困ることがあります。

日本国憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とし、その権利を保障する義務を国に課しています。

生活保護は、この憲法第25条の理念に基づき、病気やけが、そのほかさまざまな事情で生活に困っている人の生活を保障し、自分の力や、ほかの方法で生活できるようになるまで、その人に必要な援助をする制度です。

2 ほゆう しさん のうりよく かつよう 保有している資産や能力などは活用してください

生活保護は「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件として行われますので、次のように努めてください。

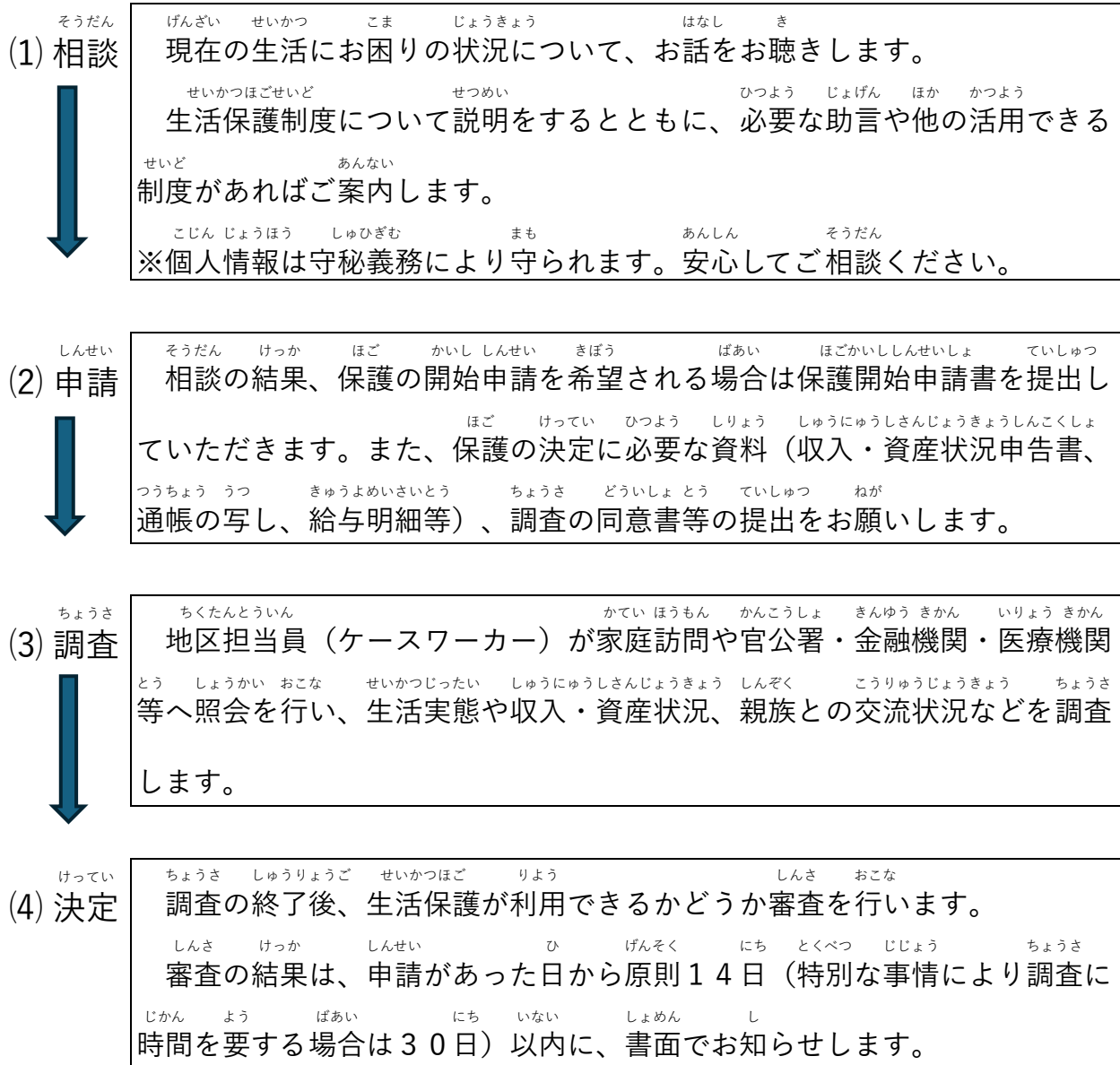
(1) 活用していない資産や保護受給中に保有が認められない資産は、売却などをして生活費に充ててください。また、不動産担保型生活資金制度を利用できる場合は、これを利用してください。

※ 居住用に活用している処分価値が比較的小さい家屋など、保有が認められる資産もあります。

- (2) 働くことができる人は、働いてください。
- (3) 親・子・兄弟などの親族から援助を受けることができる場合は、親族からの援助を受けてください。
- (4) 年金・手当など、利用できる制度はすべて利用してください。

3 生活保護申請の流れ

生活保護のご相談から決定までの流れは、おおむね次のとおりです。



4 生活保護のしくみ

生活保護は、保護を受けようとする「① 世帯」の「② 最低生活費」とその世帯のすべての「③ 収入」を比べて、収入が最低生活費よりも少ない場合に、その不足する部分を補うように行われます。

ほご　　う　　ばあい 保護が受けられる場合	<table><tr><td>しゅうにゆう 収入</td><td>ほごひ 保護費</td></tr><tr><td colspan="2">さいていせいかつひ 最低生活費</td></tr><tr><td colspan="2">しゅうにゆう 収入</td></tr></table>	しゅうにゆう 収入	ほごひ 保護費	さいていせいかつひ 最低生活費		しゅうにゆう 収入		さいていせいかつひ　　しゅうにゆう 最低生活費　＞　収入
しゅうにゆう 収入	ほごひ 保護費							
さいていせいかつひ 最低生活費								
しゅうにゆう 収入								
ほご　　う　　ばあい 保護が受けられない場合	しゅうにゆう 収入	さいていせいかつひ　　しゅうにゆう 最低生活費　＜　収入						

① 世帯

生活保護における世帯とは、親族であるか、他人であるかを問わず、生計をともにしている人々の集まりです。出稼ぎに出ている家族や、入院などを行っている家族も同じ世帯になります。

(※ 例外的に別世帯の取り扱いとなる場合もあります。)

② 最低生活費

最低生活費は、それぞれの世帯の構成や住んでいる地域などをもとに、国が定めた基準により算出し、収入と比べて足りない部分を扶助（支給）します。

扶助には、次の8種類があります。

1 生活扶助	食費、被服費、電気・ガス・水道料金、家具什器などの日常生活費用
2 教育扶助	教材代、給食費、学級費など義務教育に必要な費用
3 住宅扶助	家賃、地代、家の簡単な修理などの費用（福祉事務所が認めたもの）
4 医療扶助	医者にかかるときの費用、補装具、移送費（福祉事務所が認めたもの）
5 介護扶助	介護サービスに必要な費用
6 出産扶助	出産に必要な費用
7 生業扶助	技能取得、仕事に就くために必要な費用、高等学校就学に必要な費用
8 葬祭扶助	葬儀に必要な費用

③ 収入

品物であるかお金であるかを問わず、現実^{げんじつ}に世帯^{せたい}に入ったすべてのものが収入^{しゅうにゅう}となります。借金^{しゃっきん}であっても収入^{しゅうにゅう}として扱^{あつか}います。

5 生活保護^{せいかつ ほ ぐ}を受けることになったら

福祉事務所^{ふくし じむしょ}では、生活保護受給者^{せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃ}が自分^{じぶん}の力^{ちから}で生活^{せいかつ}できるようになるために、必要^{ひつよう}な援助^{えんじょ}を行^{おこな}います。

- (1) 働^{はたら}ける人は、収入^{しゅうにゅう}を増^ふやすように努^{つと}めてください。(勤労収入^{きんろうしゅうにゅう}の場合は一定^{いってい}の控除^{こうじょ}があります。また、高校生^{こうこうせい}のアルバイトなどは、就学^{しゅうがく}や保護^{ほ ぐ}脱却^{だつきゃく}の経費^{けいひ}として控除^{こうじょ}できるものもあります。)
- (2) 病気^{びょうき}の人は、医師^{い し}の指示^{し じ}にしたがい療養^{りょうよう}に努^{つと}めてください。
- (3) 節約^{せつやく}による生活^{せいかつ}の維持^{い じ}に努^{つと}めてください。

○ 生活保護受給者^{せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃ}が権利^{けんり}として保障^{ほしょう}されること

- ・ 正当^{せいとう}な理由^{りゆう}なく保護^{ほ ぐ}を止められることや保護費^{ほ ぐ ひ}を減^へらされることはありません。
- ・ 保護金品^{ほ ぐ きんぴん}に税金^{ぜいきん}をかけられることや差し押さ^さえられることはありません。

6 病院^{びょういん}にかかるとき

- (1) 病気^{びょうき}やけがをしたときは、医療機関^{いりょうきかん}にかかる前^{まえ}に、本庁^{ほんちょう}・各総合支所^{かくそうごうし しょ}または各支所^{かくし しょ}での手続き^{てつづ}が必要^{ひつよう}となります。(「診療依頼書^{しんりょういらいしよ}」をお渡し^{わた}しますので、これと受給証^{じゅきゅうしょう}を持^もって指定医療機関^{していりょうきかん}を受診^{じゅしん}してください。)
- 休日^{きゅうじつ}・夜間^{やかん}・急病^{きゅうびょう}などのやむを得^えない理由^{りゆう}で診療依頼書^{しんりょういらいしよ}を持たずに病院^{びょういん}にかかったときは、翌日^{よくじつ}（翌開庁日^{よくかいちようび}）に必ず^{かなら}届^{とど}け出^でてください。
- (2) 会社^{かいしゃ}の健康保険証^{けんこうほけんしょう}をお持ち^もであれば、これも使^{つか}ってください。

- (3) 通院に必要な交通費を支給できる場合があります。(事前の申請・承認が必要が必要です。)

7 次のようなことがあれば、かならず届け出てください

- (1) 収入が増えたり・減ったりしたとき。
給与(高校生のアルバイト収入等を含む)・賞与・年金・恩給・手当・仕送りなどに増減があったときや、そのほか臨時に収入があったとき(入院給付金・保険金・慰謝料・見舞金など)
- (2) 仕事(高校生のアルバイト含む)に就いたり、転職したり、退職をしたりしたとき。
- (3) 住所を変えたり、長期間家を留守にするとき。(必ず前もって相談してください。)
- (4) 家族の状況に何かあったとき。(死亡・出産・家出・転校・休学・結婚・転入・転出・病気・入院・退院・妊娠・交通事故など)
- (5) 地代・家賃などが変わったとき。
- (6) 資産(土地・家屋・自動車など)を処分したり、得たりしたとき。
- (7) 調査が必要なとき、同意書を提出していただくことがあります。

8 指導や指示をすることがあります

- (1) 病気やけがが治って働けるようになったのに、働こうとしないとき。
- (2) 学校を卒業したのに、働こうとしないとき。
- (3) 病人や子供の世話が必要でなくなったのに、働こうとしないとき。
- (4) 働いていても、本人の能力や、健康状態などから判断して、十分な収入を得ているとは認められないとき。

- (5) 処分もしくは利用できる資産を、処分・活用しないとき。
- (6) 支出の節約をはかり、生活の維持・向上に努力しないとき。
- (7) 病気の治療に専念しないとき。

9 次のようなときは、保護が受けられないことがあります

- (1) 必ず届け出なければならないことをしなかったとき。
- (2) 指導や指示を守らないとき。
- (3) 虚偽の収入申告など、事実と異なる届出をしたとき。
- (4) 必要な調査を正当な理由なく、拒んだとき。

このようなときは、保護が停止されることや廃止されることがあります。また、事実と異なることを言って保護を受けたときは、受けたお金を返さなければならないうえに、罰せられることがあります。

10 地区担当員（ケースワーカー）の役割

地区担当員は、家庭を訪問して相談に応じたり、助言や指導をしたり、必要な調査をします。また、民生委員や、ほかの関係機関の協力を得てできる限りの援助をしますので、あなた自身も自分の力で生活できるように努めてください。

11 その他

生活保護の受給中は、住民票等の交付手数料やNHK受信料の免除等を受けられる場合があります。住民票等については、市役所の窓口で確認してください。

また、就労または進学により生活保護を必要としなくなる方には、以下の給付金が支給されます。

・ 就 労 自 立 給 付 金

安定した 職 業 に就いたことなどにより保護を必要としなくなったときに、
生活保護廃止後に給付するものです。

・ 進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金

高等学校等を卒業して、大学等へ進学する、または安定した 職 業 に就くこ
となどにより保護を必要としなくなるときに、給付するものです。

生活にお困りの方は気軽に相談を

生活保護制度は、その仕組みがたいへん細かく、それぞれの家庭のご事情をう
かがってからでないと援助の内容なども決めることができません。生活に困った
らまず相談窓口をおたずねください。保護に該当するしないにかかわらず、ほか
の福祉施策のご案内も含めて、ご相談に応じます。

保護の開始申請ができるのは、本人、同居の親族または配偶者・親子・兄弟
姉妹などの扶養義務者ですが、相談はどなたでもできます。

本人が相談窓口に出向くことができず、また代わって相談する親族や友人など
が身近にいない場合は、電話や手紙などで相談してください。

しんせい そうだんまどぐち
【申請および相談窓口】

しゅうなんしふくしじむしょ 周南市福祉事務所	せいかつしえんか 生活支援課	せいかつ ほ ご たんとう 生活保護担当	(0834) 22-8453
しんなんようそうごうししょ 新南陽総合支所	しみんふくしか 市民福祉課	ふくしたんとう 福祉担当	(0834) 61-4113
くまげそうごうししょ 熊毛総合支所	しみんふくしか 市民福祉課	ふくし ほけんねんきんたんとう 福祉・保険年金担当	(0833) 92-0012
かのそうごうししょ 鹿野総合支所	しみんふくしか 市民福祉課	しみんふくしたんとう 市民福祉担当	(0834) 68-2332

<令和8年度改訂版>